

○『特例(例外)金利』について自民・公明の調査会では「少額短期の融資に限って高金利を認める特例を」という意見、「例外は認めるべきでない」との意見がありました。特例をという意見は、貸金業界の強い働きかけによるもので、業者は「少額短期の貸付は負担となりにくい」という言い方をしています。

8月中下旬の報道によれば、金融庁も特例を認める方向性だと言われていますが、これは明言されたものではありません。8月24日開催された「貸金業制度等に関する懇談会」(第19回)でも金融庁は、与党の「基本的考え方」に基づいて検討してきた内容を報告する際に、「マスコミでは金融庁の考え方の方向性が出たような報道もあるが、それは誤りで、金融庁としての確たるものではなく、制度的選択肢の提示である」と発言しています。

○「少額・短期の貸付なら、多重債務に陥りにくいから、例外としてこの場合に限って高金利を認める」となると、この論議の目的である多重債務者をなくすことにはつながりません。初めの借入れはほとんどの人が50万円以下です。また、借入者の1件当たり平均残高は約40万円(全国信用情報センターによる)です。さらに、現在のサラ金の1件当たりの貸付限度額は、原則として50万円以下(金融庁ガイドライン)です。「少額=50万円以下」となったときは例外ばかりとなり、みな高金利が適用されてしまいます。これでは例外とは言えません。

「例外なき金利引き下げ」をめざした取り組みが求められています。

**Q 私たちはどんなことに取組んでいけるのでしょうか？**

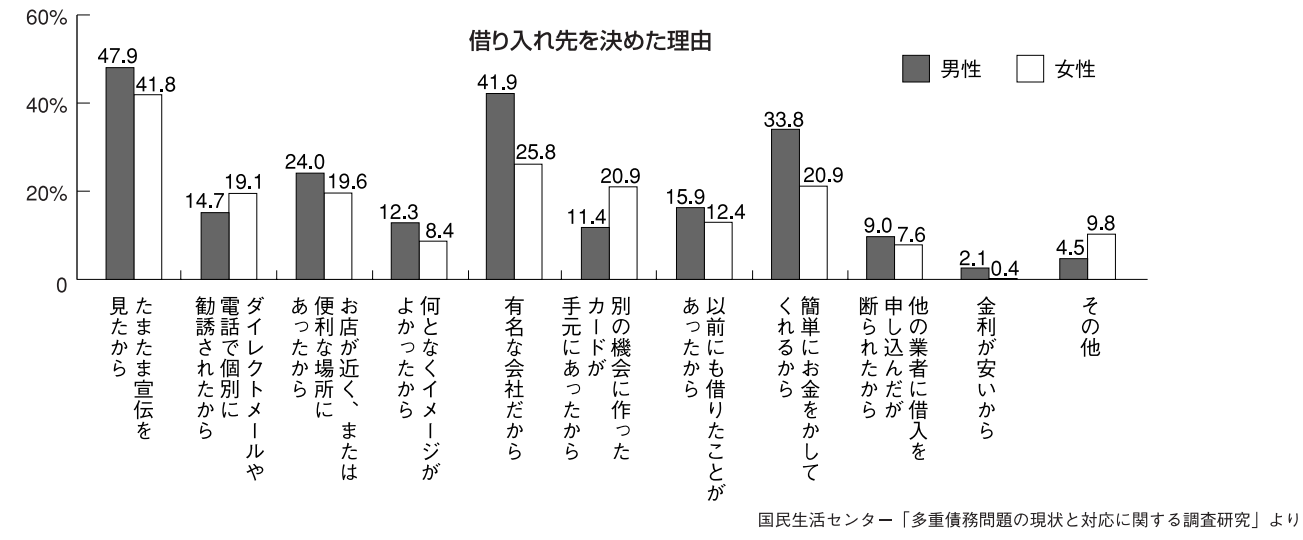
**A** 何よりもここまで進んできた議論を後退させず、法律の改正に向けて国会議員へ働きかけることが重要です。そのために、学習を通して、多重債務問題の実態を知り、その解決に向けて何ができるか考え合うとともに、同様にこの問題に取り組んでいるいろいろな団体と連携してすすめていくことが大切です。さらに、消費者教育の取組みも進めていきましょう。

○秋の臨時国会で、貸金業規制法など関連法の改正が見込まれます。消費者団体としても国会議員への働きかけなど、緊急の取組みが必要です。特に地元議員の方々にこの問題への理解を広げていただくことが大切です。自民党、公明党のほかにも、民主党はノンバンクプロジェクトチームで検討を進めています。

○日本弁護士連合会は上限金利引下げ実現本部を設置、被害者の方々と連携して運動を展開中。全国青年司法書士協議会は、地方議会への請願活動。労働者福祉中央協議会も金利引下げに向けて1000万人署名に取組み中。弁護士や司法書士、相談員の方から被害実態、論議状況や問題点などをお話いただくなど、消費者一人ひとりがこの問題への理解を広げることが必要です。

また、運動に取り組んでいる団体との情報交換や、地域他団体との連携による取組みも世論形成に向けて大きな力となります。

○お金を借りることさえも便利な時代になりました。一方で、危険性を合わせ持つその仕組みや、自分自身が判断して契約するという考え方が消費者に不足しています。安易な借入れをしないための呼びかけや、広告などの規制についての意見表明なども重要です。



# 大きな社会問題の解決に向けて 出資法の上限金利を 「例外なく」利息制限法の制限金利まで 引き下げましょう！

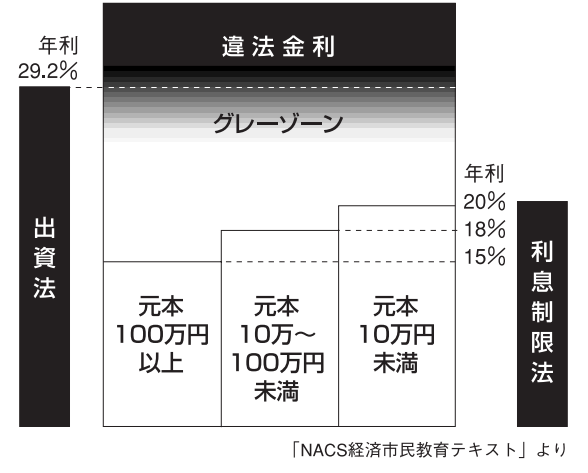


警察庁の資料(2006年6月)によると2005年の自殺者は8年連続で3万人を超え、そのうち遺書のあった約1万人の内31%にあたる人が、生活困難による借金などの「経済・生活問題」をその原因にあげています。また、自殺者の増加とともに、犯罪の増加も大きな社会問題となっています。その大きな要因に自己破産、多重債務があるといわれています。

現在、多重債務者(支払能力を超えて複数の消費者金融から融資を受けている人)は230万人といわれ(全国信用情報センター連合会5月調査)、これだけ多くの多重債務者を生み出す背景には20%を越す貸金業の高金利があります。いったん借りるとなかなか返せず、その返済のために他の業者から借りて、を繰り返し、多重債務に陥るという構図です。

【貸金業の金利規制・・・3つの法律による】

	年 利	備 考
出資法	29.2%	超えると刑事罰の対象となる
利息制限法	金額に応じて 15% 18% 20%	民事ルールとして定める
貸金業規制法	この2つの中の金利(グレーゾーン金利)について、書面を交付され任意に支払った場合は、利息として有効とみなされる(みなし弁済)。ほとんどの貸金業者はこの金利帯で貸し出している。	



多重債務者をなくすため、政府や政党では、出資法で認められている上限金利引き下げに関する論議がすすんでいます。

出資法の上限金利を「例外なく」利息制限法の制限金利まで引き下げ、さらには、市場金利とかけ離れている利息制限法の金利引下げも実現させましょう！

## Q 借金するのは借りる側の問題ではないのですか？ 多重債務問題は一部の人の問題ではないのですか？

A 景気は回復傾向にあるといわれますが、生活実感としてそれを感じられない状況が続き、無担保・無保証で借りられる消費者金融に頼っている（選択している）人たちは多くいます。現在のしくみでは少しの借金が多重債務を生み出すことにつながります。また、安易な借入れを助長するテレビCMや自動契約機の急増、債務に関する消費者教育の欠如、クレジットカード取引の問題等もあり、だれでもが過剰な借入れに陥る危険性があります。

○多重債務は安易な借金や継続的な浪費によるものと思われがちですが、はじめての借入れの多くは生活費を賄うためのものと言われます。リストラや持病による収入減を背景に、急な病気・ケガによる一時的出費のために、あるいは教育・住宅ローン返済のために借りはじめ、その返済に苦しんで多重債務に陥ってしまうケースが多いのです。最近増えている20～30歳代の多重債務者についても、一部には昨今の経済状況を反映して、意欲はあるものの就職できない、あるいは低賃金で不安定な就業形態などが背景にあると思われます。

このような消費者は、消費者金融の提示する金利が高すぎるから借入を控える、という行動をとる余裕がなく、冷静に合理的に選択し契約している状況ではありません。

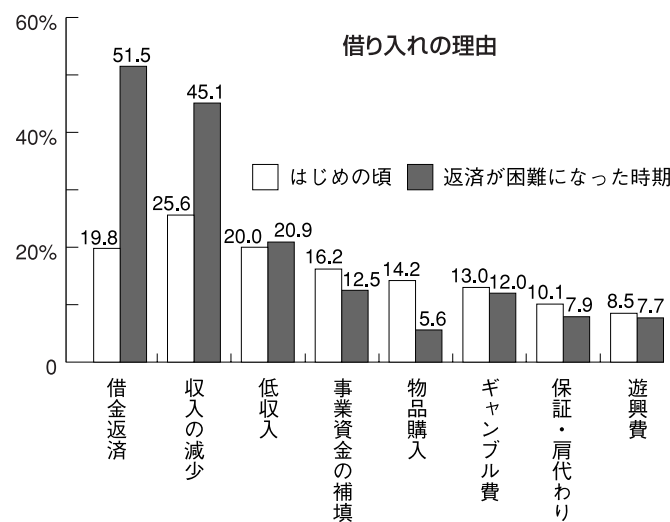
労働者福祉中央協議会（勤労者福祉活動のための中央組織）加盟団体の電話相談でも、その約7割がクレジット・サラ金を含む金融関係であり、悩んでいる人は相当な数に上ると予想できます。

○借入額が増える、多重債務となる原因は「高金利」「過剰貸付」「厳しい取立て」です。

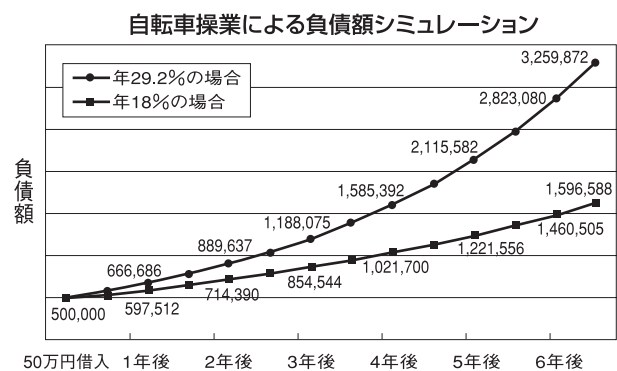
**高金利**……………一度借り入れると高金利のために返済ができず、他社から借りて返済する。その会社への返済のためにまた他社から、となり、雪ダルマ式に増加していきます。まじめな人ほど「返済しなければ」との思いが強く、自転車操業に追い込まれていきます。また、返済は利息部分から行なわれるため、少額の返済では借入額は変わらず、高い金利を払い続けるということにもなります。

**過剰貸付**……………融資申込者の収入調査をしない、他社からの借入れ件数が多くても貸し付けるなど、支払能力を無視した貸し付けも行なわれ、また、返済が完了すると次はいくら貸せるともちかけることもあります。

**厳しい取立て**… 自宅、勤務先への訪問、電話などの容赦ない取立てが行なわれています。消費者金融の社内では貸付・回収で厳しいノルマもあります。

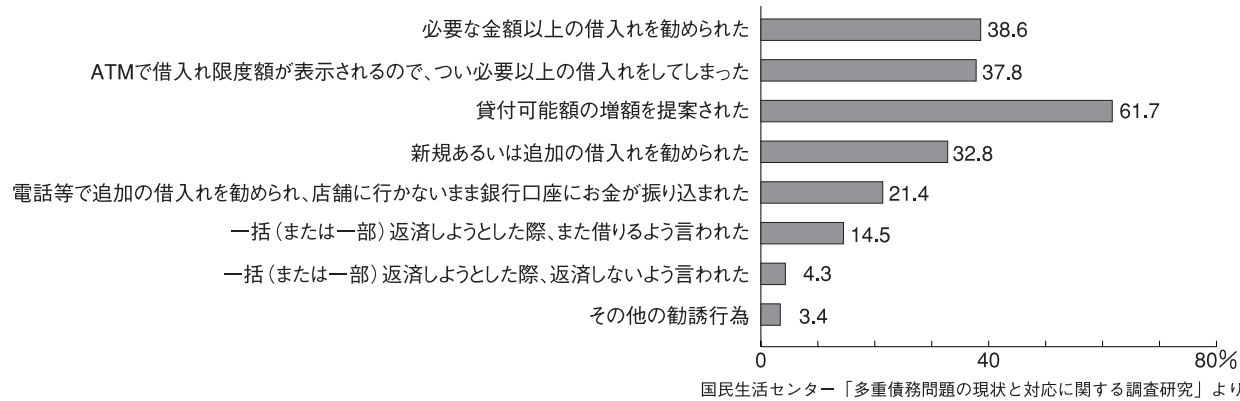


国民生活センター「多重債務問題の現状と対応に関する調査研究」より



日本弁護士連合会「金利引下げ問題Q&A」より

### 消費者金融等の勧誘方法



国民生活センター「多重債務問題の現状と対応に関する調査研究」より

○大手サラ金のほとんどがリボルビング返済\*という方式をとっており、借入者の多くもそのしくみをよく理解しないまままで借入れを行っています。

\*「ご返済は月々1万円！」など、毎月一定金額を返済する分割支払いの方法で、多くの人がこの方法を利用している。あらかじめ決められた利用（融資）限度額の枠内で、何度でも自由に借入れ・返済ができる仕組み。追加利用が簡単にできることから、繰り返し利用していると、いつまでも返済が終わらない可能性がある。債務額の増加を助長する構造であることや、リボ払いに依存する「リボ中毒」などの出現も指摘されている。

## Q 金利を引き下げると、借入れの際の審査が厳しくなり、借りたい人が借りられなくなるのではないですか？そうするとヤミ金のはびこって、もっとひどい状況になるのではないですか？規制緩和が進む世の中で、金利だけ規制を強めるというのは、時代に逆行するのではないですか？

A 貸し出しの与信を厳しくせざるをえなくなれば、多重債務の原因の一つ「過剰貸付」は減ると言われています。また、ヤミ金が増える人のほとんどは多重債務者であり、この人たちが減少すれば、長期的にはヤミ金の被害にあう人も減少していきます。金利規制不要説は、市場メカニズムが機能していない現状では、机上の空論と言えます。この議論の目的は多重債務者をなくすことです。現在の高金利を引き下げない限り、多重債務問題の解決はありません。

○多重債務者は現行の高金利で借りられたとしても完済することはほとんど不可能です。逆に、金利が下がることで、たとえ借入れする人が現在と同じ所得者層であっても返済が可能となり、貸し付けできる層が広がって、ニーズに応じやすくなります。

○1983年にも出資法上限金利が引き下げられましたが、ヤミ金被害の増加は確認されていません。2003年のヤミ金融対策法制定により、警察や行政の取締り強化による結果、ヤミ金は減少傾向にありますが、名簿流出などヤミ金によって多重債務者が食物にされることのないよう、引き続き厳しく取り締まることが必要です。

○多重債務者をつくらないためのカウンセリング等救済措置の充実、低所得者に対する緊急小口資金や、中小零細事業者に対する、いわゆるセーフティネットの拡充・強化も必要なことです。特に、貸し手である事業者には、被害者を出さない責任と努力義務がありますし、また事業者の努力によってこそ、多重債務問題の解決を図ることが必要です。

○「金利を通じた市場メカニズムに委ねるべきであって金利規制は不要」という意見があります。しかし、消費者金融の市場では、借り手の窮状、他社借入れによる返済などを通じた信用リスクの低下、借り手の理解不足などで、「市場メカニズムが機能しない」というのが一般的な理解です。

## Q この問題については、さまざまな立場からさまざまな意見があると聞きますが、どのような論議状況なのですか？

A 出資法の上限金利を利息制限法の制限金利まで引き下げ、貸金業規正法のみなし弁済規定を撤廃すること（グレーゾーン廃止）では、どこも一致しています。しかし、与党がまとめた『貸金業制度等の改革に関する基本的考え方』では、「特例（例外）金利を認めるべき」との意見があったとされています。

○司法、行政、政党ともに、「グレーゾーン廃止」では一致しています。

最高裁判所	2005年12月以降「利息制限法以上の金利を強制した場合は、任意の支払いとはいえない」（過払い）との判決を出している。
金融庁「貸金業に関する懇談会」	4月「上限金利規制は利息制限法にそるえる」との中間整理をまとめた。
国民生活センター	3月の「多重債務問題の現状と対応に関する調査研究」報告でも、過剰融資防止、利息制限法金利への統一、消費者教育の充実の提言がされた。
自民党・金融調査会と公明党・金融問題調査委員会	7月6日発表の基本的考え方で「現行のみなし弁済制度は廃止すべきとの認識で一致した」と述べている。